(宛先) 三芳町長

施設等利用費請求書(償還払い用)

認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費

【令和 8年 4月~令和 8年 6月分請求用】

私は、子ども・子育て支援法第 て、下記の通り請求しますので、

3か月分ごとにまとめてご請求ください なお、施設等利用費の審査にあ (4月~6月・7月~9月・10月~12月・1月~3月)

- 1. 申請者と認定子どもが、三 確認すること。
- 2. 実際に利用していることを三芳町が対象施設に確認すること。
- 3. 利用料の支払い状況を三芳町が対象施設に確認す

「施設等利用給付認定通知書」のとおり 記入してください

4. 課税状況を三芳町が確認すること。

1. 施設等利用給付認定保護者(請求者)

フリガナ	ミヨシ イチロウ	認定		生年月日	昭和6	4 年	月	1	日
氏 名	三芳 一郎 ※償還払いの場合の振込先は申請者名義の口座です	そども との 続柄	父	現 三芳町 三芳 電話:	T藤久伊.1 アンション 049-25	101/			

2. 認定子ども(認定子どもごとに申請して下さい)

L			
利用から請求までの期間中の住所 ■ 現住所のとおり □ 転入した □ 転出した 上記で転入または転出に該当した場合は転入 「1. 施設等利用給付認定保護者(請求 10 日	法第30条の4の認定種別 ■ 第2号 □ 第3号	認定番号 0007654123	
■ 現住所のとおり□ 転入した □ 転出した	生年月日 令和 4 年 10 月 16 日	ョ フ リ ガ ナ ミヨシ ハナコ	
□ 現住所のとおり □ 転入した □ 転出した □ 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	利用から請求までの期間中の住所	氏	
11 80EX 3 137 34 H 3 EBR C F F EX E (FI3.3	■ 現住所のとおり□ 転入した □ 転出した	4 = A 103	
者)」の名義の口座をご指定ください	上記で転入または転出に該当した場合は転入	「1. 施設等利用給付認定保護者(請求 10	日
		者)」の名義の口座をご指定ください	

3. 償還払いの振込先を記入して下さい(※1)

	金融機関名		預	金	種	目	囚 ‡	手迅		当	座		
^ ^ ^	銀行・信用金庫	支皮	П	座	番	号	1	2	3	4	5	6	7
	農協・信用組合	出張所	口座	名義(カタカ	ッナ)			ミヨシ	1	For	7	

※1 申請者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、三芳町指定の委任状を提出してください。

4. 利用した認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業を記入(複数記入可)

	フ	リカ	i ナ	マルマルホイ	クシツ					〒 00-0041
1	施事		· 名	OO保育室			所	在	地	○○市1234-5 電話: 012-345-6666
		契約し	てい	る利用料※2	☑月額	50 ,	000	円口	日額	円 □ 時間額 円
	フ	リカ	i ナ							〒
2	施事	設業	· 名				所	在	地	電話:
		契約し	てい	る利用料※2	□月額			円口	日額	円 □ 時間額 円
	フ	リカ	i ナ							〒
3	施事	設業	• 名				所	在	地	電話:
		契約し	てい	る利用料※2	□月額	•		円口	日額	円 □ 時間額 円

<裏面も記入して下さい>

4	フ施事	リ 記 ジ	ガ 殳 と	ナ・名			所	在	地	電話:
		契約	JU.	てい	る利用料※2	□月額		円口	日額	円 □ 時間額 円
(5)	フ施事	リョ	ガ安と	ナ・名			所	在	地	電話:
		契約	りし	てい	る利用料※2	□月額		円口	日額	円 □ 時間額 円
6	フ 施事	リョジ	ガピス	ナ・名			所	在	地	電話:
*	2 <u>I</u>	契約 ①~ 該 は、 定 し	· 箇 当	利日	用料】を転記	定子ども・子育 してください。 注迎日等実費に)	<i>†</i> >	设定が	円 □ 時間額 円 当等に記載して下さい。 5月単位を超える(四半期、前期・後期等)場合 i相当分を算定し、月額欄の□にレを記入し、算

5. 認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入

利用年月日	認可外保育施設 に支払った 月額利用料 (保育料) (a) ※3 ※4	一時預かり事業・ 病児保育・子育て 援助活動支援事業 に支払った月額合 計利用料 (b) ※3	2 - 1 - 1 2 1 - 1 - 1 - 1	月額上限額 (d)	請求額 (cとdを比較して 小さい方)		
令和 8 年 4月	50.000 円	0 円	50.000 円	37.000 ⊟	37.000 円		
令和 8年 5月	50.000 円	0 円	50.000 円	37.000 円	37.000 ⊟		
令和8 年6月	50.000 円	0 円	50.000 円	37.000 円	37.000 ⊟		

- ※3 上記で記入した利用料の合計額を支払ったことを証明する書類(施設からの領収証等)と特定子ども・子育 て支援提供証明書をすべて添付して下さい。
 - また、子育て援助活動支援事業を利用した場合は、援助を行う会員が発行した活動報告書も添付して下さ
- ※4 利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期など)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除し て、利用料の月額相当分を算定して下さい。(10円未満の端数がある場合は切り捨て)
- ※5 月額上限額は、施設等利用給付第2号認定の場合は月額37,000円、第3号認定の場合は42,000円です。 月途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、市町村間の転出入の場合、月額限度額は次の通りとな ります。
 - ・月途中で認定期間が終了する場合、
 - または別の市町村へ転出する場合の限度額:37,000(42,000)円× 転出日までの日数÷その月の日数・月途中で認定期間が開始される場合、

 - または別の市町村から転入した場合の限度額:37,000(42,000)円× 転入先での認定日からの日数÷その月 の日数